

富山県高付加価値宿泊施設整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県高付加価値宿泊施設整備促進事業補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。）をいう。
- (2) 新規開設 富山県内において宿泊施設を建築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第13号に規定する建築のうち新築をいう。）又は取得し改築（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第13号に規定する改築をいう。）のうえ、開業することをいう。
- (3) 正社員 期間の定めのない雇用契約を締結した労働者であって、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入した者をいう。
- (4) 新規雇用者 宿泊施設を新規開設する者が、当該施設に勤務することを前提として採用した正社員のうち、県内に住所を有し、新規開設に係る宿泊施設の営業開始日を基準とし、その前後1年間に雇用される者（当該施設で勤務するために県外から県内に住所を移転した正社員を含む。）をいう。
- (5) 投下固定資産額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産のうち、宿泊施設において当該事業の用に供するものの取得価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除くものとし、当該固定資産が当該事業の用に供するものとそれ以外のものに区分し難い場合にあっては適切な比率をもって按分して得た額、割賦払に係るもの又はリース契約等で所有権を移転するものである場合にあってはその全額とする。）の合計額

(補助金の交付)

第3条 知事は、高付加価値旅行者向けの宿泊施設の整備を促進するため、原則として宿泊施設の所有者が、富山県内において行う高付加価値な宿泊施設の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助事業等)

第4条 補助金の交付要件、対象経費、補助金の額及び限度額は、別紙のとおりとする。

(事業計画認定申請書の提出)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、宿泊施設の新規開設に係る工事に着手する日の30日前までに補助対象事業の事業計画を記載した事業計画認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の事業計画認定申請書の提出があったときは、その内容について、別紙要件に基づき審査のうえ、事業計画の認定又は不認定を決定し、当該申請を行った者に対し書面により通知するものとする。
- 3 知事は、前項の認定にあたって、必要な条件等を付することができます。
- 4 第2項の認定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の効果が著しく低下すると認められない等の軽微な変更については、この限りでない。

（指示及び検査）

第6条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（事業計画の認定の取消し）

第7条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、当該補助事業者に係る事業計画の認定を認定日にさかのぼって取り消すことができる。

- (1) 事業計画と異なる事業内容であったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 事業の施行が不適当と認められるとき。
- (4) 認定された事業を完了することが困難と認められるとき。
- (5) この要綱及び法令等の規定に違反したとき。

（交付申請書の様式等）

第8条 規則第3条第1項の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に、知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付の申請は、開業した日から開業した日の属する年度の翌年度の末日まで（ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りではない。）に行うものとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付しない。
 - (1) 宿泊施設の建築に当たり必要な法令等に定めのある手続きを経ていないとき。
 - (2) 宿泊施設が公の秩序、善良な風俗又は青少年の健全な育成に反するおそれのある施設に該当するとき。
 - (3) 税金について、滞納があるとき。

（交付条件）

第9条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付があった後、整備した宿泊施設に係る事業を休止若しくは廃止するとき、又は、新規雇用者数に著しい減少があるときは、遅滞なく書面により知事に報告してその指示を受けること。
- (2) 補助金の交付を決定した日以後3年を経過するまでの間は、毎年、知事が別に指示する日までに宿泊施設の雇用者及び経営の状況について報告する書類を知事に提出すること。

- (3) 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付対象となった宿泊施設の営業を開始した日から起算して10年を経過する日までの間（建物及び地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産（以下「償却資産」という。）については、10年を最長として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間。以下これらを「処分制限期間」という。）は、補助金の交付の対象となった土地、建物、及び償却資産（以下「補助対象施設等」という。）の全部又は一部を知事の承認を受けないで処分（補助対象施設等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、取壊し又廃棄することなどをいう。以下同じ。）してはならない。ただし、取得価格の単価が50万円未満の機械及び器具であって、かつ処分により収益が生じない場合は、この限りでない。
- (4) 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に関する帳簿及び書類を備え、これを整理し、かつ、補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（交付の取消し）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第15条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 別紙に規定する補助事業の交付要件若しくは前条に規定する交付条件に違反したとき、又は同条の規定による知事の指示に従わなかったとき。
- (3) 宿泊施設の新規開設後10年以内に補助対象施設等に係る事業を休止又は廃止したとき。（ただし、天災地変により宿泊施設の営業ができなくなった場合又は経営の悪化により倒産した場合等やむを得ないと認められる場合を除く。）

（補助金の返還）

第11条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第16条第1項の規定に基づき、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- 2 前項の場合の補助金の返還額は次のとおりとする。ただし、地域経済への相当程度の貢献等により、特別に配慮する必要があると知事が認める場合は、これによらないことができる。
 - (1) 前条第1号又は第2号に該当したとき 交付額の全額
 - (2) 前条第3号に該当したとき
 - ア 営業期間が3年以内の場合 交付額の全額
 - イ 営業期間が3年を超える場合 補助対象施設等の残存価値額×補助率
- 3 前項第2号における用語の定義は、次のとおりとする。
 - (1) 営業期間 営業開始日から補助対象施設等に係る事業の休止又は廃止の日までに営業した月数（1月未満の期間は切捨て）を12で除して算出される年数（小数点第3位以下切上げ）
 - (2) 残存価値額 補助対象施設等の取得価額を処分制限期間で除し、処分制限期間から営業期間を差し引いた年数を乗じた金額の総額
 - (3) 補助率 投資経費（補助対象経費の総額）に対する補助金交付額の割合（次条において同じ。）

(財産の処分の承認に伴う補助金の返還)

第12条 知事は、処分制限期間内に知事の承認を受けて補助対象施設等の全部又は一部について処分を行う場合には、補助金の返還又は処分により生ずる収益の一部に相当する金額の納付を求めることができるものとする。

2 前項の場合の返還額又は納付額は、規則第19条の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、設備更新、災害、倒産等による処分の場合はこの限りでない。

(1) 有償譲渡又は有償貸付けをするとき、又は担保に供した資産の抵当権が実行に移されたとき。

補助対象施設等に係る譲渡額又は貸付額に補助率を乗じて得た額

(ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができないときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額に補助率を乗じて得た額。)

(2) 前号以外のとき。

補助対象施設等の残存簿価×補助率又は、前条第2項第2号イに定める式により算出される額

(地位の承継)

第13条 補助金の交付を受けた者としての地位は、法人の合併又は分割、譲渡その他特別な理由がある場合に限り承継することができる。

2 前項の規定により地位を承継しようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

第14条 補助事業者は、第6条の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事にその旨を報告しなければならない。

3 知事は、補助事業者から前項の報告があった場合は、消費税等仕入控除額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

1 交付要件

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 宿泊施設の新規開設であること
- (2) 投下固定資産額（土地取得費を除く）が5億円以上であること。
- (3) 営業開始後1年以内に新規雇用者数が10人以上となること。
- (4) 新規開設を行う宿泊施設が次のいずれかに該当すること。
 - ア 国際的知名度があり、著名な格付機関等から高評価を得ているホテルブランドを使用することまたはこれに相当する宿泊施設であると知事が認めるもの
 - イ 客室の平均面積が40m²以上であり、1泊1人当たりの平均客室単価（年間）が5万円以上であること。
- (5) 補助事業の実施に際しては、可能な範囲で資材や調度品等を県内で調達するよう努めること。

2 補助対象経費、補助金の額、限度額

| 対象経費 | 補助金の額 | 区分（投下固定資産額、新規雇用者数） | 限度額 |
|-------------------|--|--|------------|
| 投下固定資産額(土地取得費を除く) | 補助対象経費に5%（※）を乗じた額と市町村が補助する額を比較し、いずれか低い額 ※ただし、投資固定資産額が100億円を超える部分については、補助対象経費に1% | (1) 投下固定資産額（土地取得費を除く）5億円以上かつ新規雇用者数10人以上 | 県補助上限1億円 |
| | | (2) 上記(1)を満たし、かつ投下固定資産額50億円以上又は新規雇用者数60人以上 | 県補助上限2.5億円 |
| | | (3) 投下固定資産額100億円以上かつ新規雇用者数100人以上 | 県補助上限15億円 |

※消費税については、交付申請の時点で消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、その額を補助対象経費から減額すること。ただし、申請時点において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては補助対象経費に含めることができる（事後に消費税等仕入控除税額が確定した場合は消費税等仕入控除税額の全額又は一部を返還する必要があるので注意すること）。

備考

算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。